

工事成績優秀企業の認定

令和元年度 工事成績優秀企業として認定した企業は、下記のとおり。

【建設関係】計45者	()内は本店等所在地
会津土建株式会社	(福島県会津若松市)
秋葉建設興業株式会社	(新潟県新潟市)
株式会社曙建設	(新潟県長岡市)
井口建設工業株式会社	(新潟県南魚沼市)
伊米ヶ崎建設株式会社	(新潟県魚沼市)
株式会社植木組	(新潟県柏崎市)
株式会社大石組	(新潟県長岡市)
株式会社小野組	(新潟県胎内市)
小柳建設株式会社	(新潟県三条市)
加賀建設株式会社	(石川県金沢市)
株式会社加賀田組	(新潟県新潟市)
株式会社笠原建設	(新潟県糸魚川市)
株式会社加藤組	(新潟県村上市)
株式会社金沢舗道	(石川県金沢市)
株式会社カネカ建設	(新潟県南魚沼市)
蒲田建設株式会社	(岐阜県高山市)
北川ヒューテック株式会社	(石川県金沢市)
酒井建設株式会社	(富山県中新川郡上市町)
第一建設工業株式会社	(新潟県新潟市)
竹腰永井建設株式会社	(石川県白山市)
株式会社竹花組	(長野県佐久市)
株式会社多田組	(新潟県長岡市)
田中産業株式会社	(新潟県上越市)
中信建設株式会社	(長野県千曲市)
株式会社豊蔵組	(石川県金沢市)
長岡舗道株式会社	(新潟県長岡市)
株式会社新潟藤田組	(新潟県新潟市)
日瀝道路株式会社	(東京都千代田区)
株式会社野本組	(新潟県妙高市)
氷見土工工業株式会社	(富山県氷見市)
株式会社フクザワコーポレーション	(長野県飯山市)
株式会社福田組	(新潟県新潟市)
株式会社婦中興業	(富山県富山市)
株式会社文明屋	(新潟県南魚沼郡湯沢町)
宝興建設株式会社	(岐阜県高山市)
株式会社北越舗道	(新潟県小千谷市)
北陸パブリックメンテナンス株式会社	(新潟県新潟市)
真柄建設株式会社	(石川県金沢市)
町田建設株式会社	(新潟県南魚沼市)
株式会社松山組	(新潟県村上市)
丸運建設株式会社	(新潟県新潟市)

< 次頁に続く >

株式会社丸西組	(石川県小松市)
株式会社森下組	(新潟県南魚沼郡湯沢町)
山和建設株式会社	(山形県西置賜郡小国町)
株式会社吉光組	(石川県小松市)

※五十音順

【港湾空港関係】計4者
 谷内工業株式会社
 東洋建設株式会社
 株式会社本間組
 若築建設株式会社

(富山県射水市)
(東京都千代田区)
(新潟県新潟市)
(東京都目黒区)

※五十音順

1. 目的

北陸地方整備局では、公共工事の透明性の一層の確保、民間事業者の技術力の一層の向上を図るため、過去2ヶ年に完成した北陸地方整備局所管の土木工事における工事成績評定の結果について、企業毎の工事成績評定の平均点を算出し、特に工事成績が優秀な企業を工事成績優秀企業として認定しています。

2. 対象工事

北陸地方整備局発注工事で、過去2ヶ年（平成29年4月1日～平成31年3月31日）に完成した土木工事のうち、下記の工事を対象とする。

【建設関係】

- ①一般土木工事 ②アスファルト舗装工事 ③鋼橋上部工事
 ④セメント・コンクリート舗装工事 ⑤プレストレスト・コンクリート工事
 ⑥法面処理工事 ⑦河川浚渫工事 ⑧グラウト工事 ⑨杭打工事
 ⑩維持修繕工事

【港湾空港関係】

- ①空港等土木工事 ②港湾土木工事 ③港湾等しゅんせつ工事
 ④空港等舗装工事 ⑤港湾等鋼構造物工事

3. 選定要件

対象企業：過去2ヶ年に上記工事の実績を3件以上有する企業。（共同企業体が受注した工事における実績は、各構成企業の実績とする。）

認定条件：上記企業について、企業毎の工事成績評定の平均点を算出し順位付けを行い、平均点が80点以上の企業を認定する。

4. 認定優秀企業に対する措置

評定優秀企業については、原則、下記の措置について適用するものとする。

① シール等の使用

「工事成績優秀企業認定シール（ヘルメット用）」、「ピンバッジ」を使用できる。（ただし、北陸地方整備局管内で行う直轄土木工事のみ使用可能）



② 認定ロゴマークの使用

「工事成績優秀企業認定ロゴマーク」を「主任（監理）技術者の名札」、「企業の名刺」等に使用（印刷）することができるとともに、「建設現場への標示」に使用できる。

（ただし、「主任（監理）技術者の名札」、「建設現場への標示」については、北陸地方整備局管内で行う直轄土木工事のみ使用可能）

③ 中間技術検査の減免

北陸地方整備局及び事務所が発注する土木工事（※1）について、原則、中間技術検査の減免を行うものとする。（ただし、低入札価格調査制度調査対象となった工事及び監督強化価格対象工事については、中間技術検査減免の適用の対象外とする。）なお、中間技術検査の実施回数等の適用にあたっては、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

（※1：ここでの土木工事とは、上記、**2. 対象工事**の【建設関係】の10工種による発注工事に限る。）

④ 総合評価落札方式等での活用

北陸地方整備局及び事務所が発注する土木工事（※2）における総合評価落札方式等の評価項目として活用する。ただし、工事成績優秀企業認定とICT活用工事成績優秀企業認定との重複した評価は行わない。

（※2：ここでの土木工事とは、上記、**2. 対象工事**の【建設関係】の10工種、【港湾空港関係】の5工種に限る。）

5. 認定優秀企業に対する措置の適用期間

優秀企業認定の有効期間は、認定した年の8月1日から翌年の7月31日までの1年間とし、**4. 認定優秀企業に対する措置**の各項目の適用期間は、下記のとおりとする。

- ① 「シール等の使用」に関しては、有効期間内に工事発注の契約を行った工事について、完成時までの期間において措置を適用できるものとする。（ただし、「ピンバッチ」については、有効期間内において使用を認めるものとする。）
- ② 「認定ロゴマークの使用」に関しては、有効期間内に工事発注の契約を行った工事について、完成時までの期間において措置を適用できるものとする。（ただし、認定ロゴマーク入りの「会社の名刺」については、有効期間内において使用を認めるものとする。）
- ③ 「中間技術検査の減免」に関しては、有効期間内に工事発注の契約を行った工事について、完成時までの期間において措置を適用できるものとする。
- ④ 「総合評価落札方式等での活用」に関しては、『「公共工事の品質確保に関する法律」を踏まえた北陸地方整備局の工事の入札契約について』（北陸地方整備局HPに掲載）のとおりとする。

6. 認定優秀企業の資格失効

有効期間内に下記の除外要件に該当する事案が発生した場合には、それ以降、工事成績優秀企業としての資格を失効するものとする。

- ① 北陸地方整備局等発注工事の工事成績評定点が65点未満となった場合。
- ② 北陸地方整備局等発注工事において、文書注意もしくは指名停止の措置を受けた場合。
- ③ その他、法令遵守違反等不適切な行為により無効とすべきと判断した場合。